

2021年 9月 9日

第3回定例会一般質問

17番 日本共産党 斉藤 由美子

発言通告に従い、一問一答で質問いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1)陽性者等への対応について

①若い世代への支援の呼びかけについて

大分市がこの間行っている抗原検査センターは、無症状の感染者を早期に発見し、隔離・保護するという重要な役割を果たしており、切れ目のない検査体制の継続は大変評価されるものです。一方、発熱や体調の異変で医療機関を受診し、そこで陽性が判明することもあり、すみやかな受診は命を守るためにも、また感染防止のためにも重要です。

これまで、年金生活者の生活困窮が懸念されましたが、このコロナ禍では、女性や若い世代に苦しい生活実態が広がっています。医療機関の受診ができなければ、陽性であった場合、そのまま命が危険にさらされるか、感染を広げることになりかねません。経済的に困った時、どのような救済制度があるか認識しておかなければ、いざという時に間に合いません。そこでお聞きします。

①特に、生存権を保障するための支援制度について、若い世代への周知を徹底することは大変重要だと考えます。見解を求めます。

②自宅療養者への対応について

陽性者の自宅療養は、本人のみならず、家族にとっても不安との闘いです。いつ起こるか分からない「容体急変」の恐怖は計り知れないものがあります。在宅陽性者への対応については、「自宅療養者」であっても、ホテル待ちの「自宅待機者」であっても、命を守る対応は絶対に欠かせません。家族や知人が近くにいれば何とか手立てもあろうかと思いますが、そうしたつながりが無い方々、特に今は体調が悪い方の自宅に訪問することもかないません。そこでお聞きいたします。

②単身者やひとり親世帯などの陽性者について、生活と健康を最低限守ることができるよう、パルスオキシメーターの貸与や物資の提供など、きめ細やかな支援が必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

③臨時の医療施設整備について

新型コロナの陽性者は、感染力の強いデルタ株に置き換わり、その後も更なる変異株が次々と報告され、今後の感染拡大が懸念されます。

菅首相は、重症患者や重症化リスクの高い患者だけを入院させ、中等症以下

は自宅療養を基本とすると発表しましたが、医療関係者などからは批判や撤回を求める声が相次ぎました。

8月26日に行われた参院厚生労働委員会で、日本共産党の倉林明子議員は、首都圏の第3次救急はすでに崩壊し、医療提供体制に支障が生じていると指摘し、大規模な臨時の医療施設を早急に設置するための予算措置や人材確保などを強く求めました。これに対し、田村厚労相は「臨時の医療施設を含め各都道府県に体制を整備してもらうべく予算を確保して、病床確保を進めていきたい」と繰り返し答弁しています。

当面、ホテル療養での医療体制も強化すべきですが、臨時的な医療施設の設置で、医療施設での療養を基本とすべきです。現在、保育士不足に対する就労支援などが行われていますが、看護師なども同様に就労支援を検討し、医療現場への支援を検討すべきです。

先の新聞報道で、大分県も臨時医療施設を検討している旨の報道がありましたが、早急な対応が求められます。そこで、質問いたします。

③大分市からも県に対し、医療従事者確保も含めた臨時の医療施設の設置を早急に進めるよう求めるべきと考えます。見解を求めます。

④療養解除者への対応について

現在、ホテル療養の退院基準・解除基準については、WHOの基準と合わせ、「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」などの一定の基準が国から示されています。この中に、「退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い」などの注意書きがあります。

療養直後の生活の再開には、様々な不安や困りごともあろうかと思えます。

昨年は11年ぶりに自殺者が増え、特に女性や若年層の増加が目立つ事態となっています。大きな震災後にはメンタルケアの必要性が語られますが、この新型コロナは個別にふりかかる災害であり、恐怖とたたかい、ストレスをため込んだ感染者に、外部からのメッセージは重要な役割を果たすはずですが、自殺者をなくすことは大分市の重要な課題でもあります。そこでお聞きいたします。

④療養解除者に対し、困った時の連絡先や支援などの情報も添えて、食料品や日用品などの物資を届けてはどうでしょうか。見解を求めます。

⑤医療相談について

慢性疾患を抱える方をはじめ、高齢者や子どもの感染者については、迅速な判断や相談が求められるケースも考えられます。自宅で不安を抱える陽性者にとって、体調の変化や投薬などの専門的な医療相談は大変重要です。今後、親

子感染で自宅療養が増加することも考えられることから、こうした医療相談に対応できなければ、精神的負担も増していきます。そこで質問いたします。

⑤特に、休日や夜間は相談体制が縮小されますが、自宅療養者の連絡には迅速かつ適正な対応が不可欠です。医療的相談体制について、見解をお聞かせください。

⑥陽性者との「濃厚接触」について

濃厚接触者についても、厚生労働省が一定の定義を示していますが、最終的には、「関係性や接触の程度などを、保健所が積極的疫学調査によって個別判断する」とされています。

第5波の感染拡大に伴い、身近な方が感染する事例も増え、「保健所からは該当しないと言われたが、自分や家族も濃厚接触者にならないのだろうか」などの不安の声を耳にする機会が増えています。中にはその後「やはり陽性だった」との声を聞くこともあり、不信感につながりかねません。こうした市民の不安は、市中感染が多くなる中、どこで感染したか分からないという不安によって更に増大していると感じます。集団活動の場で陽性が出た場合、濃厚接触者の判断について、抗原検査キッドを活用し不安の解消を進めることも有効だと考えます。

濃厚接触者の判断は、どこかで線引きしなければなりません。市民との認識の違いが生じていないでしょうか。そこで質問いたします。

⑥濃厚接触者の判断について、市民にも分かりやすくすることが必要だと考えます。見解を求めます。

2. 消費税について

(1)消費税について

消費税は、1989年に導入され、今日までの30年以上にわたり国民は累計447兆円もの消費税を払ってきた一方で、法人税、法人住民税、法人事業税の3種類の法人税は、累計で同時期に326兆円も減税されています。消費税は国の財源と言いながら、大企業や富裕層にこれだけ優遇を行っているのは、穴の開いたバケツに水を注ぐようなもので、社会保障が良くなるどころか、国の借金が増えていくばかりです。日本共産党はこれまで、こうした不公平税制をあらため、「能力に応じた負担」の原則に立ち、「税金の集め方」を抜本的に改革するよう求め続けて参りました。

しかし、今回見舞われたこのコロナ危機で、税金の不公正はますます拡大し、2020年度過去最高となった国の税収は、消費税の10%増税が最大の要因

となっています。法人税も、所得税も抜いて、困窮している人々にもっとも残酷な消費税が、このコロナ禍で国の税収の中心にすえられたことは決して容認できるものではありません。そこで、おたずねします。

⑦新型コロナによって、いまや地域経済を支える多くの中小零細業者が、相次ぐ営業自粛で事業継続の危機に瀕しています。このコロナ禍において、消費税が事業者に及ぼしている影響について、どのように認識しているかお聞かせください。

このコロナ危機にあたり、世界では大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが改めて広がっています。バイデン米大統領は、トランプ政権が21%まで下げた法人税を28%まで戻すと言っています。また、昨年7月には、新型コロナパンデミックからの復興支援のために、世界のミリオネラ、超富裕層らは、「私たちには果たすべき重要な役割がある」とし、自分たちのような富裕層に「実質的で恒久的な増税を」と求める公開書簡を発表し、各国政府に呼び掛けました。

世界では、このコロナ危機を受け、国民や中小企業の負担を減らすために、消費税にあたる税金を軽減した国や地域が50以上にも上っています。所得の低い家庭や子どもの多い世帯など、特に支援が必要な世帯ほど負担が重い消費税は、今こそ改革すべき時です。そこで質問いたします。

⑧国に対し、消費税を5%に引き下げるよう求めるべきです。見解を求めます。

(2)インボイスについて

安倍内閣が、2019年10月からの10%増税の際、食料品などの税率を8%に据え置く「軽減税率」に伴って導入を決めた「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス」の実施に向け、今年10月から発行事業者の登録申請がはじまります。

現在、事業開始後2年以内、または、年間売り上げが1000万円以下の事業者は、消費税の納税が免除されていますが、インボイスを発行できるのは、税務署に登録された「課税業者だけ」です。制度導入後、課税業者がインボイスを発行できない免税業者から原材料や部品などを購入した場合、仕入税額控除が適用されず負担が重くなってしまうことから、免税業者は取引停止の危機に直面することになります。免税業者のまま取引先を失うか、課税業者になるかが迫られますが、仮に課税業者になっても、小規模事業者にとって、インボイスの事務負担は重く、わずかな売り上げから身銭を切って納税することになり結局、経営に大きな負担が生じます。

インボイスは、個人商店はもとより、建築現場の仕事を担う一人親方、個人

タクシー、小規模農家やフリーランスの専門職、シルバー人材センターで仕事をする会員など、幅広い分野の事業所や労働者に影響が及びます。ましてや、このコロナ禍で、多くの事業者はすでに瀕死の状態にあるといっても過言ではありません。インボイスの導入は、今なんとか事業を継続しようと頑張っている事業者に、最後のとどめをさすような制度であり、絶対に行うべきではありません。そこで、質問します。

⑨インボイス導入の中止を国に求めるべきです。見解を求めます。

3. 国民健康保険税について

(1) 国保税の負担軽減について

国保税を納めている被保険者は、自営業者や農業従事者、個人経営の会社に勤めている人、フリーターや無職の方など、特に多くがコロナ禍で収入減や失業などの影響を受けている方々です。新型コロナによる収入減は広がっており、保険税の負担軽減は急務です。そこでお聞きいたします。

⑩コロナ禍に対応するために、国保税はもっと引き下げるべきです。見解を求めます。

(2) コロナ禍への対応について

① 保険税の減免条件について

新型コロナの影響で収入が減少した国保加入者の国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの特例減免は、新型コロナ禍でのいのちと暮らしを支えるための重要な施策です。

国の制度により、コロナの特例減免が延長されています。自営業者の皆さんからは、国保税の負担軽減に安堵の声が聞かれますが、せっかくの減免制度も、対象から外れては支援になりません。

国の減免基準は「21年の事業収入等が、20年度と比較して3割以上減少する見込み」とされていますが、この事業収入には「各種給付金は含めない」とされています。

こうした中、群馬県渋川市がコロナ減免の対象に「20年度の収入に持続化給付金を含めて計算する」との独自要件を盛り込むことが、今年7月26日付の全国商工新聞に掲載されました。この独自要件によって、前年の収入から3割減となる対象者の枠が広がることとなります。そこで質問致します。

⑪コロナ減免の対象について、持続化給付金などの給付金を含める独自基準を大分市にも定め、減免対象を広げるべきと考えます。見解を求めます。

国保税のコロナ減免については、いまだ十分に知られていないこともあり、事あるごとに各事業者さんにはお知らせしますが、保険税を早めに支払った方が減免の対象にならなのは不公正です。

令和3年6月2日付の国からの事務連絡には、「減免対象期間中に既に徴収した保険料（税）がある場合について」「徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられる」とされています。つまり、この判断は市町村の裁量です。そこで質問します。

⑫すでに支払い済みでも、制度を知らず申請できなかった場合など、条件に該当すれば減免を遡及すべきと考えます。見解を求めます。

②事業主への支援について

厚生労働省は昨年の3月、新型コロナに感染したり、濃厚接触者となったりした国保税を納める被用者を対象に自治体の傷病手当金制度に国が全額財政支援する措置を創設しましたが、対象拡大を求める声が広がっています。今年2月現在で9自治体が事業主まで対象を広げ、11自治体が傷病見舞金として事業主に支給することを決めています。

国は「働き方改革」と称し、この間、「働く人が自由なスタイルを選択する流れを後押しする」としてフリーランスを拡大させてきましたが、ここに来てこうした方々を支援策から外すことは許されません。いずれにしても、高い国保税を納めて頂いている市民です。事業主やフリーランスの方々でも支援の対象とすべきです。そこで質問いたします。

⑬個人事業主などを対象とした傷病給付金を創設すべきです。見解を求めます。

4. 社会教育について

(1)学習機会の提供について

①学習環境の改善について

今議会で、大分市情報学習センターの廃止が提案されました。保管されている貴重な歴史資料は今後もしっかりと保存し、情報提供に活かして頂きたいと思えます。

デジタル化を仰ぎ、学校現場ではタブレット学習やオンライン授業が促進される一方で、地区公民館などの公共施設ではデジタル環境の整備が大変遅れています。社会学習の利便性改善に努めるべきです。そこでお聞きします。

⑭まずは市民に身近な地区公民館に、必要な機器等も併せてネット環境整備を

進め、社会教育環境を向上させるべきと考えます。見解を求めます。

②誰もが読書できる社会について

2019年6月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」)が、議員立法として制定されました。この実現には、当事者団体などの地道で粘り強い運動があったことは言うまでもありません。この「読書バリアフリー法」で当事者の皆さんが目指すところは、「視覚障害者等が利用しやすい書籍類」、すなわち点字資料、録音(音声)資料、拡大文字資料、音声読み上げなどが可能な電子書籍など多岐にわたる資料の「買う自由」と「借りる権利」を確立することですが、この「借りる権利」については行政が取り組むべき施策です。

特にその責務を負っている公共図書館においては、様々な形で蔵書を提供することが求められます。視覚障がい者だけでなく、発達障がいや読みにくさがあるディスレクシアの方は、紙と文字だけではなく様々な媒体があれば情報を得る幅が広がります。紙の図書ではページがめくれない上肢障がいのある人でも、データ化された情報ならばパソコン操作で自由に読むことができます。点字や音声、拡大文字など、それぞれの人が読みやすい形で情報を提供し、読書する機会をもっと増やすことが必要です。

「読書バリアフリー法」が目指す社会を実現することにより、読書することをあきらめていた人、別の方法で読書することを知らなかった人にとって、新たな読書スタイルを確立し、社会教育の機会を保障することにつながります。

⑮「読書バリアフリー法」を生かし、様々な要求に応じられる蔵書整備が求められます。今後の整備について見解をお聞かせください。